

船舶事故等調査報告書

平成22年5月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010仙第5号	
事故等種類	運航阻害	
発生日時	平成22年1月18日 20時30分ごろ	
発生場所	新潟県佐渡島東方沖 弾埼灯台から真方位097° 25km付近 (概位 北緯38° 18.1′ 東経138° 48.0′)	
事故等調査の経過	平成22年1月26日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 漁船 ^{りょうえい} 漁 栄丸、14.99トン 船舶番号、船舶所有者等 NG2-1383（漁船登録番号）、個人所有 乗組員等に関する情報 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	プロペラシャフト曲損	
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、佐渡島東方沖でえびかご漁の操業中、平成22年1月18日20時30分ごろ、幹綱がプロペラシャフトに巻き付き、航行不能となった。 本船は、推進器を使用することができなくなって所属漁業協同組合に救助を求め、来援した巡視船により両津漁港にえい航された。	
気象・海象	気象：天気 雨、風向 西北西、風力 3 海象：波高 約1m、潮汐 下げ潮中央期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、佐渡島東方沖でえびかご漁の操業中、えびかごを船尾から海中に投入した際、幹綱がプロペラシャフトに巻き付き、推進器を使用できなくなったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が佐渡島東方沖でえびかご漁の操業中、幹綱がプロペラシャフトに巻き付いたため、推進器を使用できなくなったことにより発生したものと考えられる。	